

PTA会則

野田市立岩名中学校PTA

野田市立岩名中学校PTA会則

第一章 総則

- 第1条 本会は野田市立岩名中学校PTAと称し、事務局を野田市立岩名中学校におく。
- 第2条 本会は野田市立岩名中学校に在籍する生徒の保護者と、学校の教職員をもって組織する。
- 第3条 本会は家庭、学校及び社会における生徒の教育的福祉を図り、会員相互の理解と協力を深めながら教養を高めることを目的とする。

第二章 事業

- 第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 家庭と学校の連携を図り生徒の健全育成に努める。
 - 2 望ましい教育環境の整備と生徒の生活指導に努める。
 - 3 学校行事に協力する。
 - 4 保護者と教職員の教養の向上を図る。
 - 5 その他、本会の目的達成のために必要な事業を行う。

第三章 方針

- 第5条 本会は教育を本旨とする団体として活動する。
- 1 本会は非営利的、非宗教的、非政治的に活動し、本会の事業以外の活動を目的とするいかなる事業にも関係しない。
 - 2 本会は自主独立で、他のいかなる団体の支配、統制、干渉を受けない。
 - 3 本会は生徒の福祉のために活動する関係機関と協力する。

第四章 経費及び会計

- 第6条 本会の活動に要する経費は、会費・寄付金及びその他の収入によって賄われる。会費の額は、総会で決定する。
- 第7条 本会の会費は第4条の事業達成のために使用しなければならない。
- 第8条 本会の会計年度は毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

第五章 役員

- 第9条 本会に次の役員を置く。
- 1 会長1名
 - 2 副会長3名
 - 3 会計3名（P2・T1）
 - 4 書記3名（P2・T1）
- 以上を本部役員という。
- 5 会計監査委員2名
 - 6 学級委員
- 第10条 役員任期は次のとおりとする。
- 1 本部役員任期は1年とし、再任は妨げない。なお、本部役員が途中で退任した場合には、第16条5項の規定に関わらず、本部会で後任を指名することができる。その場合の任期は前役員の前任期間とする。
 - 2 会計監査委員、学級委員の任期は1年とし、再任は妨げない。なお、役員が任期途中で交代する場合は前役員の前任期間とする。
- 第11条 本部役員、会計監査委員の任務は次のとおりとする。
- 1 会長は、本会を代表して会務を統括し総会、本部役員会、運営委員会の会議を招集する。なお、総会を除き会議の議長を委嘱することができる。
 - 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故がある時は、その職務を代行する。
 - 3 書記は、会議の議事ならびに会の活動に関する事項を記録し、その他会の庶務を行う。

- 4 会計は、総会で決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理し、総会において会計監査委員の監査を経た決算報告を行う。
- 5 会計監査委員は、年度末または必要に応じて会計監査を行い総会において報告する。

第12条 本部役員、会計監査委員の選出は次のとおりとする。

- 1 本部役員・会計監査委員選考委員会（以下『選考委員会』という）で選考し総会で報告し承認を得る。
- 2 選考委員会の委員の人数と選出方法及び任務については細則に定める。

第六章 会議

第13条 本会は次の会議をもつ。

- 1 総会
- 2 本部役員会
- 3 運営委員会
- 4 各専門委員会

第14条 総会

- 1 総会は全会員で構成し本会の最高議決機関である。
- 2 総会は年1回、原則として4月に開催する。また運営委員会の要求があった時、または会長が必要と認めた時、臨時総会を開くことができる。

第15条 総会は会員の1/2で成立し、議事は出席者の過半数で決議する。

第16条 総会は次の事を行う。

- 1 会則、細則の決定及び改正
- 2 活動の報告、計画の審議
- 3 決算の承認、予算の決定
- 4 会議の決定
- 5 本部役員及び会計監査委員の承認
- 6 その他、本会の目的達成に必要な事項の審議

第17条 本部役員会は、本部役員と事務局をもって構成し、次の事を行う。

- 1 総会に関する一切の議案の作成
- 2 運営委員会の議案の作成
- 3 各専門委員会の連絡調整
- 4 会則、細則改正の立案
- 5 その他、緊急事態の処理

- 第18条 運営委員会は本部役員、専門委員会の各長、事務局をもって構成し、総会に次ぐ議決機関で会長が招集する。
- 第19条 運営委員会の議事は出席者の過半数で決議する。
- 第20条 運営委員会は次の事を行う。
- 1 会長及び各専門委員会からの報告事項の承認
 - 2 各専門委員会の連絡調整
 - 3 学校行事計画との調整
 - 4 各専門委員会によって立案された活動計画の審議
 - 5 総会に提出する議案の審議
 - 6 会則及び細則の改正に関する審議
 - 7 その他PTA運営に関する一切の必要事項の審議
- 第21条 学校長は各種会議に出席し意見を述べることができる。

第七章 学級委員

- 第22条
- 1 学級委員は各クラスより4名選出する。
 - 2 学級委員は学年委員会、広報委員会、体育委員会、地区委員会（以下『専門委員会』という）のいずれかに所属する。
 - 3 学年委員会、広報委員会、体育委員会、地区委員会は互選により委員長1名、副委員長2名を選出する。
 - 4 各専門委員長は運営委員となる。
 - 5 専門委員会の活動については細則で定める。

第八章 顧問

- 第23条 本会に顧問を置く。
- 1 顧問は会長経験者がこれにあたる。
 - 2 顧問は会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

第九章 補導員

- 第24条 補導員の選出、及び任期は次のとおりとする。
- 1 本部役員が会員も含めた学区内有識者の中から選出する。
 - 2 市から2年間の委嘱を受ける。（再任は妨げない）

第十章 附則

- 第25条 本会は会計簿、記録簿その他必要な帳簿を備える。
- 第26条 本会の運営に必要な補則は、この会則に反しない限り運営委員会の決議を経て定める。

本会則は、昭和62年 7月 2日より実施する。
本会則は、平成 2年 4月28日 一部改正
本会則は、平成 6年 4月23日 一部改正
本会則は、平成10年 4月24日 一部改正
本会則は、平成15年 4月19日 一部改正
本会則は、平成25年 4月27日 一部改正
本会則は、平成28年 4月23日 一部改正
本会則は、平成31年 2月 9日 一部改正
本会則は、平成31年 4月20日 一部改正
本会則は、令和 4年 4月23日 一部改正
本会則は、令和 5年12月15日 一部改正

野田市立岩名中学校PTA細則

第一章 会費

第1条 会則第四章6条に定める会費は、一世帯あたり月額400円とする。

第二章 本部役員・会計監査委員選考委員会

第2条 会則第五章第12条2に定める本部役員・会計監査委員選考委員会(以下『選考委員会』という)の委員の選出は次のとおりとする。

- 1 顧問(前会長) 1名
- 2 4つの専門委員会の中から互選によりそれぞれ1名の代表
- 3 本部役員副会長 1名
- 4 前副会長 1名
- 5 教職員(教頭) 1名

第3条 選考委員会は8名の委員によって構成し、委員長は互選により決める

第4条 選考委員の氏名は全会員に報告する。

第5条 選考委員が役員候補になることはできない。

第6条 選考委員は本部役員、会計監査委員を選出し、本人の承諾を得て総会前にすべての会員に報告し任務を終了する。

第三章 専門委員会

第7条 会則第七章第22条5及び第八章第23条5に定める専門委員会の活動はそれぞれ次のとおりとする。

- | | | |
|---|-------|--------------------------------|
| 1 | 学年委員会 | 学級、学年の意見の調整と親睦を図り文化的活動を行う。 |
| 2 | 広報委員会 | 広報活動を行う。 |
| 3 | 体育委員会 | 体育行事を行う。クリーン作戦への協力。 |
| 4 | 地区委員会 | 校外指導などの協力・岩名オータムフェスティバルへの運営協力。 |

本細則は、昭和62年 7月 2日より実施する。

本細則は、昭和63年 4月23日 一部改正

本細則は、平成 6年 4月23日 一部改正

本細則は、平成10年 4月24日 一部改正

本細則は、平成15年 4月19日 一部改正

本細則は、平成22年 4月17日 一部改正

本細則は、平成28年 4月23日 一部改正

本細則は、平成31年 2月 9日 一部改正

本細則は、平成31年 4月20日 一部改正

本細則は、令和 3年 4月 1日 一部改正

本細則は、令和 5年12月15日 一部改正

岩名中学校PTA慶弔に関する規定

- 1 生徒、会員、教職員の配偶者・親子等の慶弔に関しては次の規定による。

(1) 生徒、会員が死亡した場合	10,000 円
(2) 会員が火災及びその他の災害にあった場合	5,000 円
(3) 教職員が長期の病気又は入院をした場合	5,000 円
(4) 教職員が出産をした場合	5,000 円
(5) 教職員が結婚をした場合	5,000 円
(6) 教職員が退職又は転任した場合	5,000 円
(7) 教職員の配偶者・親子の慶弔の場合	5,000 円
- 2 この規定以外の場合、及びこの規定による場合でも特別の場合は協議をして決める。
- 3 この規定による慶弔についての返礼は行わない。

本規定は、昭和62年7月 2日より実施する。

本規定は、平成16年3月 6日 一部改正

本規定は、平成25年4月27日 一部改正

部活動助成金の運用に係る内規

(目的)

第1条 この規定は、岩名中学校の生徒が各々の部活動を通して常日頃から努力し、上位の大会等を目指すことにより実現した際に遠征費の一助として助成することを目的とする。

(上位の大会等)

第2条 この規定で定める上位の大会等とは次の各号を指す。

- 一 各連盟及び協会の主催する大会以上

(資格)

第3条 この助成金を受けるためには、次の各号にすべて当てはまらなければならない。

- 一 第2条に該当する大会への参加資格を有すること。

第4条 第3条に類する場合は、その都度、検討する。

(助成金の額)

第5条 この助成金の額は、団体および個人によって金額を定めるものとする。なお、この助成金は返還する義務はない。

(助成金の回数)

第6条 助成金は、第3条に該当する大会につき、3回を限度とする。

(附則)

本規定は、平成17年度6月11日から施行し
平成17年4月16日から適用する。
平成26年4月26日 一部改正